

## 証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび当社では、追加型証券投資信託「MHAM南アフリカ・ソブリンファンド（毎月決算型）」（以下「当ファンド」といいます。）について、平成27年8月26日をもって信託契約を解約し、繰上償還（信託終了）する予定といたしましたのでお知らせします。

### 1. 繰上償還（信託終了）の理由について

当ファンドは平成22年9月28日の設定以来、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行ってまいりました。

しかしながら、受益権口数の減少により、平成27年3月末現在の口数が約0.9億口と、信託約款第48条第2項に定める口数（10億口）を大幅に下回っております。これに伴ない、有価証券の売買や保管にかかる費用負担が基準価額に与える影響が大きくなり、運用の基本方針に則った運用を行うことが困難な状況となっております。

このような状況を踏まえ当社といたしましては、当ファンドの運用を継続するよりも信託約款の規定に基づき信託を終了し、お預かりした運用資産を受益者の皆さまにお返しすることが受益者の皆さまにとって有利と判断いたしました。

### 2. 書面による決議の手続きについて

本件にあたっては、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に従い、平成27年7月24日付で書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行い、繰上償還（信託終了）の可否を決議します。

当ファンドの平成27年6月29日現在の受益者は、平成27年7月23日を期限として、書面決議において議決権を行使することにより、繰上償還（信託終了）に対する賛否の意思表示を行うことができます。

当ファンドの繰上償還（信託終了）については、書面決議において、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数の賛成をもって可決されます。可決された場合、予定通り平成27年8月26日に繰上償還（信託終了）いたします。

### 3. ご換金の手続きについて

繰上償還（信託終了）が決定した場合につきましても、販売会社において通常通り換金（解約）のお申込みをお受けいたします。その際の換金価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額）を控除した価額となります。（当ファンドは毎日基準価額が算出され、換金が可能な投資信託に該当するため、受託会社に対し買取請求を行う事は出来ません。）

以上

平成27年6月29日

東京都港区三田三丁目5番27号  
みずほ投信投資顧問株式会社